

平成26年度補正

# ものづくり・商業・サービス革新補助金

本補助金は、国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関やよろず支援拠点等と連携して、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業を支援するものです。

- 募集期間は、平成27年2月13日(金)～平成27年5月8日(金) [当日消印有効]です。
- 群馬県地域事務局 (申請受付先・お問合わせ先)  
群馬県中小企業団体中央会 <http://www.chuokai-gunma.or.jp/osirase/6667.htm>  
〒371-0026 群馬県前橋市大手町3-3-1  
TEL 027-225-8000 FAX 027-225-8001

共同設備投資	ものづくり技術	革新的サービス	
		コンパクト型	一般型
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上限額：共同で5,000万円(500万円/社)</li> <li>・ 補助率：2/3</li> <li>・ 設備投資が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上限額：1,000万円</li> <li>・ 補助率：2/3</li> <li>・ 設備投資が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上限額：700万円</li> <li>・ 補助率：2/3</li> <li>・ 設備投資不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上限額：1,000万円</li> <li>・ 補助率：2/3</li> <li>・ 設備投資が必要</li> </ul>

**補助対象者**  
日本国内に本社及び開発拠点を有する中小企業者(事業協同組合等を含む)。

**補助対象事業**

**補助対象要件**

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・中小企業による共同体で、左記の要件のいずれかを満たすこと。

**①革新的サービス**

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であり、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

**②ものづくり技術**

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した画期的な試作品の開発や生産プロセスの革新であること。

**③共同設備投資**

複数の企業が共同し、ITやロボット等の設備投資により、革新的な試作品開発等やプロセスの改善に取り組むことで、共同事業者全体の3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

※①～③とも主要要件

**補助対象経費**

- ・ 機械装置費
- ・ 原材料費
- ・ 直接人件費
- ・ 技術導入費
- ・ 外注加工費
- ・ 委託費
- ・ 知的財産権等関連経費
- ・ 運搬費
- ・ 専門家経費
- ・ 雑務費
- ・ クラウド利用費

**◆応募可能な申請件数**

同一法人・事業者での申請は、「革新的サービス」「ものづくり技術」「共同設備投資」を通して1申請に限る。

**◆審査方法・基準**

外部有識者等により構成される採択審査委員会において、提出書類をもつて審査を行う。

**◆審査結果の通知**

採択案件の決定後、応募者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を文書にて通知する。